

令和8年度相談支援従事者初任者研修（全課程）実施要項

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活支援を実現するために必要な医療、保健、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得するとともに、困難事例に対する支援方法等を学ぶことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図り、地域における障害者の相談支援体制の充実及び円滑な実施に資することを目的とする。

2 主催

香川県

3 対象者

研修を受講できる対象者は以下の(1)～(6)にすべて該当する者とする。

(1) 香川県内の事業所に勤務又はその予定のある者。

(2) 次にあげる研修課程全てに参加できる者。

講義1の受講（eラーニング、11時間）※視聴機器・環境は各自が調達

講義2の受講（対面式半日）

演習への参加（対面式5日間）

インターバル実習1及び2への参加（圏域等が指定した日時）

(3) 講義1（eラーニング）を視聴し、定められた様式（川部みどり園 HP に掲載）

で講義1振り返り評価シート（以下「講義1レポート」という。）を手書きで作成し、指定した日時までに定められた方法で提出できる者。

(4) 演習に使用する各課題（自身に関わるケースについて対象者の同意を得て、各インターバル実習中に1回以上の面接を行った上で事例を作成し、所属長の確認印があるもの等）を指定した日時までに定められた方法で提出できる者。

(5) 次の①か②いずれかに該当する者。

①勤務する法人（または事業所）の長が「相談支援従事者の要件（厚生労働省が示している実務経験）」を満たすことを証明した者で、相談支援事業に従事している、または今後1年以内に従事する予定の者

※研修受講を修了し、指定権者が認めると相談支援専門員資格を取得できる。

②相談支援業務に従事したい者で、受講を県が認めた者

※研修受講後、厚生労働省が示している実務経験を重ね、実務経験を満たしたと指定権者が認めれば相談支援専門員資格を取得できる。

(6) 事前に障害福祉サービスについて基本知識を得た上で、積極的に研修受講をする姿勢を持ち、講師等の指示に従い、他受講者の受講を妨げない者。

4 定員

42 人

※申請が定員を超過した場合は、受講者数調整の検討を行った上、受講者を選考調整する。その際に、申請者が有する実務経験及び令和13年度相談支援従事者現任研修（以下「現任研」という。）開講日までに現任研受講要件（過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験）を満たす予定等を選考基準の一つとする。

※同一法人から複数名の申請を行う場合には、優先して受講させたいものを指名すること。

5 日程及び内容

(1) 研修期間 令和8年10月13日（火）～令和9年2月2日（火）

※予定した演習が開催できなかった場合の予備日を含む。

ア 講義1 日本相談支援専門員協会テキスト（3,850円）を購入のうえ、eラーニングにて各自受講

開講期間 10月13日（火）午前9時から10月28日（水）午後5時

イ 講義2 10月27日（火）

ウ 演習

日程	実施日	予備日
1日目	11月17日（火）	11月19日（木） 11月20日（金）
2日目	11月18日（水）	
3日目	12月23日（水）	12月24日（木）
4日目	1月28日（木）	2月1日（月） 2月2日（火）
5日目	1月29日（金）	

警報発表等でやむなく中止する場合に備えて、各日程に予備日を設定。

エ インターバル実習1

11月19日（木）～12月18日（金）の間で約1日程度

オ インターバル実習2

12月24日（木）～1月22日（金）の間で約1日程度

※各実習については、所属する圏域が日時及び会場を指定する。指定がない場合は、個別に実習先と日時を調整する。ケースによっては複数日実習を行う場合もある。

(2) 内容

カリキュラム及び講師は別紙「令和8年度相談支援従事者初任者研修日程表」のとおり。

6 会場

ア 講義1 eラーニング受講のため受講者各自が用意した環境

- イ 講 義 2 香川県立川部みどり園 大会議室
(住所：高松市川部町 418、電話：087-885-8600)
- ウ 演 習 香川県立文書館 2階視聴覚ホール
(住所：高松市林町 2217 番地 1、電話：087-869-3333)
- ※演習 5 日間全て上記会場で開催、予備日については下記の会場となる。
- 演習予備日 香川県立川部みどり園 大会議室
(住所：高松市川部町 418、電話：087-885-8600)

7 受講料

受講料 25,000 円。

演習 1 日目受付時に、釣銭がないよう現金で支払うこと。

受講料受領時に、受講者宛の領収書を事務局が発行する。

演習 1 日目開始時間までに支払いができない場合は、受講資格を失う。

※その他受講者が負担する経費は次のとおり。

講義 1 に必要なテキスト購入に関する費用、e ラーニング視聴に係る機器使用料・通信料等、講義 1 レポート提出のための送料、提出する研修課題についての印刷代等の経費、その他研修受講にあたり発生した経費。

※いかなる理由があっても徴収した受講料は返金しないことを予め了承した上で申請すること。

8 申請方法

電子申請（香川県 電子申請・届出サービス）にて申請期間内に申請を行うこと
（郵送、FAX、メール不可）

必ず、「実施要項」、「受講申請前必読」を確認のうえ、申請すること。

申請期間

令和 8 年 9 月 2 日（水）午前 9 時から令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 5 時まで
（締切を過ぎると申請が不可能となる）

※「利用者登録」を行わなくても申請可能。

※申請完了後は申請完了通知が、申請したメールアドレスに自動的に送信される。
通知が届かない場合は必ず事務局まで連絡すること。

電子申請するページへは次の方法のいずれでもアクセス可能。

○香川県電子申請届出システムへ直接アクセスして申請する

「香川県 電子申請」で検索し、手続き一覧から「令和 8 年度相談支援従事者初任者研修」を検索し、そこから申請。

○川部みどり園ホームページを経由して申請する

香川県 > 目的から探す > 組織部署 > 健康福祉部 川部みどり園 >
福祉関係研修等事業 > 令和 8 年度相談支援従事者初任者研修（全課程）情報

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorien/jigyo/r8shonin.html>

※上記 URL「令和 8 年度相談支援従事者初任者研修（全課程）情報」にある申請用 URL、QR コードから電子申請の本研修申請ページへ移動し、そこから申請。

9 修了証書の交付

全課程を修了した者に対して、修了証書を交付する。

なお、受講決定をした後から研修終了時まで、「3 対象者」に記載した受講対象者該当項目(1)～(6)を満たさないことが判明した場合は、原則修了証書を発行しないこととする。詳細については受講申請前必読（初任者研修留意事項）を参照すること。

※本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、相談支援専門員として必要な経歴等を証明するものではないことに留意すること。

10 留意事項

申請者及び受講決定者、研修修了者の情報について、香川県内自治体の障害福祉担当部署と情報共有することを予め了承した上で申請すること。

11 受講の決定

受講可否決定は香川県立川部みどり園が行い、9 月 25 日（金）までに申請者宛に電子メールで通知する。

12 問い合わせ先

香川県立川部みどり園 地域生活支援課 赤根
〒761-8046 高松市川部町 418
電話：087-885-8600